質問第一一号昭和三十四年十二月十九日提出

在外公館借入金等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十四年十二月十九日

提出者 北 條 秀

議 長 加 藤 鐐 五. 郎 殿

衆

議

院

## 在 外 公 館 借 入 金 等 に 関 す る 質 問 主 意 書

在外公館借入金の完済について。

在 外 公 館 等 借 入 金  $\mathcal{O}$ 返 済  $\mathcal{O}$ 実 施 に 関 はする 法律 によって 借入金 件 五 万円 ま で  $\mathcal{O}$ 返済を 実 施

た 0 で あ るが、 これ に . 対 して五 万円 を超 過す る金額 を支払うべ き で あ るとし て、 昭 和 + 七 年

(7)第三六五 〇号在外 公館 等借 <u>..</u> 入金 返 還 請 求 訴 訟 事 件 を 提 起 Ļ 昭 和三十 一年三月  $\dot{+}$ 七 日 東 京 地

方 裁 判 所 民 事 + 部 に お 7) て 判 決 が 下され、 原 告 た る 玉 は 敗 訴 L た。 L か る に 政 府 は た だち に

控 訴 し、 じ 来  $\equiv$ 年 有 余  $\mathcal{O}$ 裁 判 を 続 け 近 < 判 決 が 下 る t 0) と考え ら れ て 7 た が、 最 近 判 決 が S き

のばされたとのことである。

由 来古 今 東 西 を 通 ľ 7 裁 判  $\mathcal{O}$ 勝 ち 負 け は 財 布  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ŧ の長 つさに 、よる」 というたとえ が あ る位 で

あ つて、 本 件  $\mathcal{O}$ 原 告 が たとえ第二 審 に お **,** \ 7 勝 訴 L たとしても、 その 返還を受ける金 額 は わ ず

か三万数千円に すぎな 原告 0 公 訴 維 持 は 犠 性が 大き過ぎる。

又 若 最 終 審 に お *\*\ て 原告 が 勝 つたとして、これ と 同 様  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 利 害 関 係 者 が、 原 告 لح 同 様  $\mathcal{O}$ 

処 遇 を 受 け る た  $\otimes$ に は 裁 判 に ょ 5 ね ば な 5 な 7 他 方 政 府 が 本 件  $\mathcal{O}$ 正 当 性 を 認 め、 全関 係 者  $\mathcal{O}$ 

借 入 金  $\mathcal{O}$ 返 還をし たとしても、 その 総 額 は 兀 億 円をでな いことは明ら かにさ れ て 1 る。

以 上の事情を十二分に勘案し、 国家正 義の上に立つて、 この際政府は本件を十分に反省 在

外公館 等借入金  $\overline{\mathcal{O}}$ 返 済 0 実 施 にこ . 関す る法律を改正し、 全関係者に 残額を支払うように · 措 置をと

つてはどうか。

1 ン K 玉 ょ ŋ  $\mathcal{O}$ 引 揚 者  $\mathcal{O}$ 在 印 財 産 に つい て。

昨 年 + 月 日 日 印 両 玉 間  $\mathcal{O}$ 協 定 が 成 <u>\\</u> し、 1 ン ド ょ り  $\mathcal{O}$ 引 揚 者  $\mathcal{O}$ 在 印 財 産 は 本 人 に 返 還 さ れ

ることとな つ た。 そ  $\mathcal{O}$ 結 果、 政 府 は、 そ れ 5 引 揚者 に 返 還 措 置 を 取 0 た は ず で あ る が、 その 具

体 的 措 置  $\mathcal{O}$ 内 容 を 明 5 か に さ れ た 1

三 アメリカ引揚者の在米財産について。

サン・ フラン シ ス コ 平 和 · 条 約 に ょ り、 ア メ IJ 力 合 衆 玉 ょ り 0) 引 揚 者  $\mathcal{O}$ 在 米 財 産 は、ことごと

く没収 いされ ると 7 う 結 果と な つ た。 そ 0) 後 ア メ IJ 力 政 府 は、 そ 0 財 産  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 部 を 返 還 せ んとし、

昭 和三十一 年 以 来米 議 会上 一院に お 7 7 繰り返え L 討 議 され . T **,** \ る 0) で あ る。

これ と 同 質問 題とし てドイ ツ人のご 財 産 の 一 部はすでに金銭をもつてそれぞれ補償的返還をさ

れたのである。

L か りとすれ ば、 なぜ 日 本 人に対 してはド 1 ッ 人同 等 0 措置 がが 講 ぜ 5 れ な *( )* 0) か。 これ は 一

に カン か 0 て 政 府  $\mathcal{O}$ 優 柔 不 断 な る 折 衝 に ょ る t  $\mathcal{O}$ と考え 5 ħ る。

本 件 12 0 き 政 府 は 対 米 折 衝 を 行 0 7 1 る  $\mathcal{O}$ か 0 ま た行う考えで あ る 0) か。

兀 戦 前 中 玉 に お け る 生 命 保 険 契 約 に 0 ١, て。

戦 前 中 玉 に お *\*\ て 時 払  $\mathcal{O}$ 生 命 保 険契約をし たも 0 が、 引揚 げ 後、 その 実支払 額 日 本 円 換

算) 0) 何 分の一 L か当ら め 金額 0 支払を受け、 契約 を解除 せし め られたことははなはだ 不当な

ことと考えられる。

正 とす る支 と繁栄して し、 ŧ ちろ 払 る か、 金 生 ん、 額 命 7  $\mathcal{O}$ 何 保 る 万円 限 険 0 度  $\mathcal{O}$ 契 とす に で 支 約 あ 払 0 者 る。 る V) は に か て 法 相 こ の 相当 規 は 当 大  $\mathcal{O}$ 額 際 蔵 に 命  $\mathcal{O}$ 大 ず 政 幅 追 を 持 府 臣 るところに 加 0 は、 支 命令 ち得た 払 あ を 5 に た は ょ な ょ らずで つ つ L めて大蔵大臣 た た たらどう あ ŧ ŧ る。  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で で 生命 あ あ カュ ý, 命令をも るとは 0 保険 政 従 府 つて、 会社はそれ 1  $\mathcal{O}$ つて、 え、 所 信 大臣 そ を さき  $\mathcal{O}$ 詳 ぞ 命 契 細 令 約 0 れ 今 に 命 は 者 令 承 日 に りた を 万 隆 対 是 円 す 々

五. 旧 満 鉄 及 び 華北 交 通 社 員 中  $\mathcal{O}$ 軍 属 者  $\mathcal{O}$ 処 遇 に 0 **,** \ て。

1

た者 南 は二千 満 洲 鉄 道 人 株 余 なを数 式 会 え、 社 及 U 華 千 北 人 交 余が 通 株 かろうじて生を全うし 式 会 社  $\mathcal{O}$ 元 社 員 で 軍 属 て とし 帰 還 て し 前 た 線 0 に で 活 あ 躍 る。 し、 公務 れ 死 5 の者 亡

は、

敗

戦

後

0

混

乱

0

ために立

証書類もなく、

ために軍属としてなんらの

処遇を受けてい

な

\ \ \ \

玉 家 正 義  $\mathcal{O}$ 上 カ 5 誠 に 遺 憾 なことで あ る が 政 府 とし 7 は、 わ ず か 兀 千 人 0) れ 5 0 達 に 軍

属 لح L て  $\mathcal{O}$ 処 遇 を 与 え ることを、 \_ 0 際 あ 5 た め て 考 慮 L て は どう か

六 在 外 財 産 間 題 審 議 会  $\mathcal{O}$ 復 活 に つ ۲, て。

昭 和 三 十 \_\_ 年 <u>+</u> = -月 + 日 在 外 財 産 間 題 審議会が政府諮問 の第二に ついて答申を決定し た際、

当 時 内 閣 官 房 副 長 官 田 中 栄 氏 は 右答申 によ つて 応 本 · 審 議 会を 解 散 す る措 置 をとるが、 将来

第  $\mathcal{O}$ 諮 問 事 項(在 外 財 産 に つい て)について 必 要 0) 生 じ た 際 に は S た た び 設 置 す る旨 明 言 さ れ

たのである。

そ  $\mathcal{O}$ 後 日 韓 会 談 12 お 7 て、 在 韓 日 本 人 財 産 に 対 す る 請 求 権 を 政 府 は <del>\_\_</del> 方 的 12 放 棄 L た  $\mathcal{O}$ で

あ る。 従 つ て、 政 府 لح L て は 当 然 に そ れ 5 財 産  $\mathcal{O}$ 原 所 有 者 に 対 て 補 償 措 置 を 講 ず ベ き で あ る

が、いかなる所存であるか伺いたい。

ま た 在 韓 財 産 間 題 が か カン る方法によつて放棄されたとすれば樺太、 満洲、 中 玉 における日 本

人財産も必ずや同一の措置を取るものと想像されるが、この際政府は 田中官房副 長 官 の言 明通

りに、 あらためて在 外 財 産問題審議会を設置して、 将来に問題を残さないように措置をしては

どうか。政府の所信を伺いたい。

右質問する。